

平成29年 4月 3日
城北信用金庫

お客さま各位

お借入完済時における取扱方法の一部変更について

平素より城北信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、これまで当金庫では、お客さまにご利用いただきましたお借入の完済時（終了時）には、お借入の実行に際してご提出いただいた債権書類等を返却させていただき取扱を行っていましたが、平成29年6月1日より債権書類等の返却に代え、「ご融資完済のご案内」「お借入終了のご案内」「ご融資計算書（完済のご案内）」等を発行させていただき取扱に変更させていただきます。

今回の取扱方法変更は、「お客さまへのお借入完済に関するご連絡をより迅速に行うこと」ならびに「お客さまの個人情報管理をより強固なものとする」を目的とした取扱方法の変更でありますことを、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

なお、お客さまへの返却を行わない完済済みの債権書類等に関しましては、当金庫にて完済後一定期間の保管を実施したうえで、責任をもって廃棄処分をさせていただき所存ですが、当該債権書類等の返却をご希望されるお客さまにおかれましては、お手数をお掛けし恐縮ですが、返済終了日の日から1ヶ月以内にお取引店までお申し出願います。

また、今回の取扱方法等の変更に関しまして、ご質問またはご不明な点等がございましたら、お取引店へお問い合わせくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

- ※「ご融資完済のご案内」はお客さま口座からの自動引落しによる完済分が対象となり、ダイレクトメールにて直接お客さまへ送付されます。
- ※「お借入終了のご案内」と「ご融資計算書（完済のご案内）」は、繰上げ完済等の取り扱い分が対象となり、他の関係書類と共に専用封筒にて送付されます。
- ※代理貸付については、本取扱の対象外となります。